



目次

規 則	ページ
◎高知県割賦販売法施行細則の一部を改正する規則	1
告 示	
○種畜証明書の書換え交付の通報 (畜産振興課)	1
○保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の揭示 (治山林道課)	1
○基本測量の終了の通知 (用地対策課)	2
○公共測量の実施の通知 (4件) (")	2
◎急傾斜地崩壊危険区域の指定 (防災砂防課)	3
○道路の区域変更 (道 路 課)	3

規 則

高知県割賦販売法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年5月14日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第54号

高知県割賦販売法施行細則の一部を改正する規則

高知県割賦販売法施行細則(平成12年高知県規則第114号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「年 月 日生」を削り、同様式(裏面)中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に、「(8)」を「(9)」に、「(9)」を「(10)」に、「忌避した者」を「忌避したとき。」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第368号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第10条並びに家畜改良増殖法施行令(昭和25年政令第269号)第5条及び家畜改良増殖法施行規則(昭和25年農林省令第96号)第9条第2号の規定に基づく種畜証明書の書換え交付について、同法第8条第1項及び同令第12条第1号の規定により農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を書換え交付した旨の通報があったので、同法第8条第2

項及び同号の規定により告示する。

令和6年5月14日

高知県知事 濱田 省司

種畜証明書番号等	申請の事由	変更後	変更前
1417216886 藤吹山(全和褐248) 褐毛和種	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	吾川郡いの町上八川丙1086 筒井 英夫	高岡郡佐川町中組1247 高知県畜産試験場

高知県告示第369号

令和6年3月高知県告示第211号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を安田町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和6年5月14日

高知県知事 濱田 省司

1 所在不明の森林所有者

- (1)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町船倉616番地3
イ 氏名 上総 勉
- (2)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町安田2170番地
イ 氏名 高松 真二
- (3)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津2373番地
イ 氏名 上総 柚香
- (4)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町船倉580番地
イ 氏名 上総 省治
- (5)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町船倉51番地1
イ 氏名 上総 繁一
- (6)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町船倉577番地
イ 氏名

- (7)ア 登記簿記載の住所 東京都南多摩郡日野町大字日野6950番地
イ 氏名 鈴木 玲子
- (8)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町船倉3番屋敷
イ 氏名 坂本 喜太郎
- (9)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町船倉3番屋敷
イ 氏名 坂本 権蔵
- (10)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町船倉5番屋敷
イ 氏名 上総 庄三郎
- (11)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町船倉6番屋敷
イ 氏名 小松 久太郎
- (12)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町船倉17番屋敷
イ 氏名 上総 亀三郎
- (13)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町船倉12番屋敷
イ 氏名 上総 銀太郎
- (14)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町船倉
イ 氏名 坂本 権蔵
- (15)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町船倉
イ 氏名 上総 庄三郎
- (16)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町船倉
イ 氏名 小松 久太郎
- (17)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町船倉
イ 氏名 上総 銀太郎

<p>(18)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町船倉16番屋敷</p> <p>イ 氏名 上総 久吉</p>	<p>安芸郡安田町船倉16番屋敷</p> <p>イ 氏名 上総 菊太郎</p>	<p>高知県知事 濱田 省司</p> <p>高知県告示第371号</p> <p>国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和6年4月17日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。</p> <p>令和6年5月14日</p> <p>高知県知事 濱田 省司</p>
<p>(19)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町船倉17番屋敷</p> <p>イ 氏名 上総 常弥</p>	<p>(30)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町瀬切486番3号地</p> <p>イ 氏名 竹内 浅次</p>	<p>1 作業種類 公共測量(UAVレーザ測量)</p> <p>2 作業期間 令和6年4月16日から同年5月31日まで</p> <p>3 作業地域 長岡郡大豊町八畝</p>
<p>(20)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町船倉22番屋敷</p> <p>イ 氏名 上総 岩松</p>	<p>(31)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町瀬切83番地</p> <p>イ 氏名 小松 駒太郎</p>	<p>高知県告示第372号</p> <p>高知県土木部須崎土木事務所四万十町事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和6年4月17日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。</p> <p>令和6年5月14日</p> <p>高知県知事 濱田 省司</p>
<p>(21)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町船倉</p> <p>イ 氏名 上総 久吉</p>	<p>(32)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町船倉563番地</p> <p>イ 氏名 上総 藤松</p>	<p>1 作業種類 公共測量(基準点測量)</p> <p>2 作業期間 令和6年4月24日から同年6月30日まで</p> <p>3 作業地域 高岡郡四万十町大正</p>
<p>(22)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町船倉</p> <p>イ 氏名 上総 常弥</p>	<p>(33)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町瀬切12番屋敷</p> <p>イ 氏名 小松 銀弥</p>	<p>高知県告示第373号</p> <p>高知市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和6年4月19日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。</p> <p>令和6年5月14日</p> <p>高知県知事 濱田 省司</p>
<p>(23)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町船倉</p> <p>イ 氏名 上総 岩松</p>	<p>(34)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町瀬切</p> <p>イ 氏名 小松 銀弥</p>	<p>1 作業種類 公共測量(数値撮影(デジタル)、写真地図作成、数値地形図データ更新)</p> <p>2 作業期間 令和6年4月22日から令和7年3月31日まで</p> <p>3 作業地域 高知市(旧高知市域及び旧春野町域)</p>
<p>(24)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町船倉576番地</p> <p>イ 氏名 小松 栄太郎</p>	<p>(35)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町瀬切307番1号地</p> <p>イ 氏名 菜虫 兼光</p>	<p>高知県告示第374号</p> <p>高知県土木部幡多土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和6年4月24日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。</p> <p>令和6年5月14日</p> <p>高知県知事 濱田 省司</p>
<p>(25)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町船倉401番地</p> <p>イ 氏名 上総 兼石</p>	<p>(36)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町船倉21番屋敷</p> <p>イ 氏名 小松 金弥</p>	<p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的</p> <p>次に掲げる告示で定めるところによる。</p> <p>昭和36年8月農林省告示第787号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件</p> <p>立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p>
<p>(26)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町船倉563番地</p> <p>イ 氏名 上総 常吾</p>	<p>高知県告示第370号</p> <p>国土交通省国土地理院長から令和5年3月高知県告示第186号(基本測量の実施の通知)で告示した基本測量が令和6年3月31日に終わった旨の通知があったので、測量法(昭和24年法律第188号)第14条第3項の規定により告示する。</p> <p>令和6年5月14日</p>	<p>1 作業種類 公共測量(数値撮影(デジタル)、写真地図作成、数値地形図データ更新)</p> <p>2 作業期間 令和6年4月22日から令和7年3月31日まで</p> <p>3 作業地域 高知市(旧高知市域及び旧春野町域)</p>
<p>(27)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町瀬切2番屋敷</p> <p>イ 氏名 竹内 銀太郎</p>	<p>(37)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町瀬切</p> <p>イ 氏名 竹内 銀太郎</p>	<p>1 作業種類 公共測量(数値撮影(デジタル)、写真地図作成、数値地形図データ更新)</p> <p>2 作業期間 令和6年4月22日から令和7年3月31日まで</p> <p>3 作業地域 高知市(旧高知市域及び旧春野町域)</p>
<p>(28)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町瀬切</p> <p>イ 氏名 竹内 銀太郎</p>	<p>(38)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町瀬切</p> <p>イ 氏名 竹内 銀太郎</p>	<p>1 作業種類 公共測量(数値撮影(デジタル)、写真地図作成、数値地形図データ更新)</p> <p>2 作業期間 令和6年4月22日から令和7年3月31日まで</p> <p>3 作業地域 高知市(旧高知市域及び旧春野町域)</p>
<p>(29)ア 登記簿記載の住所</p>	<p>(39)ア 登記簿記載の住所</p>	<p>1 作業種類 公共測量(数値撮影(デジタル)、写真地図作成、数値地形図データ更新)</p> <p>2 作業期間 令和6年4月22日から令和7年3月31日まで</p> <p>3 作業地域 高知市(旧高知市域及び旧春野町域)</p>

令和6年5月14日

高知県知事 濱田 省司

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量、現地測量、用地測量）
- 2 作業期間
令和6年4月22日から同年11月25日まで
- 3 作業地域
四万十市古尾

高知県告示第375号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県中央西土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和6年5月14日

高知県知事 濱田 省司

いの町大八十（追加）

(1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
11	吾川郡いの町大内字トラメン	3594番
12	〃 〃 〃 〃	〃

(2) 区域

平成25年1月高知県告示第5号で指定した大八十急傾斜地崩壊危険区域内（以下「5号区域」という。）に存する標柱1と11を町道大八十線に沿って結んだ線、標柱11と12を直線で結んだ線、標柱12と5号区域に存する標柱2を直線で結んだ線及び5号区域に存する標柱2と1を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。

高知県告示第376号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和6年5月14日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年5月14日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 足摺岬公園
- 3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)

土佐清水市厚生町 560番1地先から 土佐清水市厚生町 556番1まで	前	7.3 }	356
	後	9.7 }	
		21.3	356